

(6) 課税標準の特例に関する調

(千円)

区分		法第702条第2項かっこ書の規定による課税標準の特例により減額となる課税標準額						
		法第702条第2項かっこ書						
		第9項（日本放送協会）	第10項（日本原子力研究開発機構）	第11項（登録有形文化財等）	第23項（農業・食品産業技術総合研究機構）	第24項（関西国際空港株式会社）	第25項（日本電気計器検定所）	第26項（日本消防検定協会）
宅地等	宅地	37,718,409	-	268,312	1,466,774	19,395,551	568,504	6,933
	その他	1,429,347	-	-	8	2,169	-	-
農地		7	-	-	-	-	-	-
土地計		39,147,763	-	268,312	1,466,782	19,397,720	568,504	6,933
家屋		42,793,981	10,820,524	3,582,401	174,033	-	331,418	-
合計		81,941,744	10,820,524	3,850,713	1,640,815	19,397,720	899,922	6,933

(千円)

区分		法第702条第2項かっこ書の規定による課税標準の特例により減額となる課税標準額						
		法第702条第2項かっこ書						
		第27項 (小型船舶検査機構)	第28項 (軽自動車検査協会)	第30項 (信用協同組合等)	第31項 (水資源機構)	第33項 (中部国際空港)	第36項 (社会保険診療報酬支払基金)	第37項 (自動車安全運転センター)
宅地等	宅地	345,520	2,693,251	-	-	2,419,473	-	-
	その他	-	47,965	-	-	-	-	-
農地		-	-	-	-	-	-	-
土地計		345,520	2,741,216	-	-	2,419,473	-	-
家屋		219,486	507,611	-	-	100,958	-	-
合計		565,006	3,248,827	-	-	2,520,431	-	-

(千円)

区分		法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定による課税標準の特例により減額となる課税標準額						
		法 附 則 第 15 条						
		第2項(倉庫)	第14項(外貿埠頭公社の特定用途港湾施設(H10.3.31まで取得分))	第15項(外貿埠頭公社の特定用途港湾施設(H18.4.1~H20.3.31まで取得分))	第32項(大規模改良停車場建物等)	第34項(並行在来線に係る譲受固定資産)	第38項(高齢者、障害者等の移動円滑化停車場建物等)	第41項(PFI公共荷さばき施設)
宅地等	宅地	-	24,254,485	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	2,505,378	-	-
農地		-	-	-	-	-	-	-
土地計		-	24,254,485	-	-	2,505,378	-	-
家屋		-	1,458,215	236,960	70,791	278,640	465,188	-
合計		-	25,712,700	236,960	70,791	2,784,018	465,188	-

(千円)

区分		法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定による課税標準の特例により減額となる課税標準額						
		法 附 則 第 15 条						
		第42項 (PFI一般廃棄物処理施設)	第44項 (民間資金等の活用による公共施設等)	第45項 (認定都市再生事業)	第47項 (成田国際空港)	第48項 (国立大学法人の校舎)	第49項 (地下駅火災対策施設)	第50項 (地下街等の洪水時避難施設)
宅地等	宅地	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-
農地		-	-	-	-	-	-	-
土地計		-	-	-	-	-	-	-
家屋		2,750,019	1,373,807	887,524	-	73,620	-	-
合計		2,750,019	1,373,807	887,524	-	73,620	-	-

(千円)

区分		法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定による課税標準の特例により減額となる課税標準額						
		法 附 則 第 15 条			法附則第15条の2	法附則第15条の3		
		第51項(指定特定重要港湾に係る港湾施設)	第52項(都市鉄道施設の)	第55項(外貿埠頭公社の民営化会社に係る承継特例)	第2項(三島特例)	第1項(旅客会社等に係る承継特例)(法附則第15条の2第2項の三島特例に係るものを除く)	第1項(旅客会社等に係る承継特例)(法附則第15条の2第2項の三島特例に係るものに限る)	第2項(旅客会社等に係る基盤整備事業)
宅地等	宅地	-	-	-	29,936	6,388,000	17,136,181	-
	その他	-	-	-	1,848,394	54,396,605	109,990,145	-
農地		-	-	-	-	-	-	-
土地計		-	-	-	1,878,330	60,784,605	127,126,326	-
家屋		-	-	-	9,746,684	3,399,335	11,008,737	400,336
合計		-	-	-	11,625,014	64,183,940	138,135,063	400,336

(千円)

区分	改正法の規定によるもの平成19年改正法附則第8条			改正法の規定によるもの平成19年改正法附則第11条		改正法の規定によるもの平成18年改正法附則第20条	
	第1項	第2項	第3項	第2項	第3項	第2項	第3項
	法第702条第2項かつ こ書第30項(特定信用協同組合等(第3項適用分以外の分))	法第702条第2項かつ こ書第30項(特定信用協同組合等以外の信用協同組合等)	法第702条第2項かつ こ書第30項(特定信用協同組合等(合併))	旧法附則第15条第2項(倉庫)	旧法附則第15条第53項(地下街等の洪水時避難施設)	旧法附則第15条第18項(外貿埠頭公社の特定用途港湾施設(H10.4.1~H18.3.31まで取得分))	旧法附則第15条第39項(大規模改良停車場建物等)
宅地等	宅地	-	-	-	-	7,791,743	-
	その他	-	-	-	-	-	-
農地	-	-	-	-	-	-	-
土地計	-	-	-	-	-	7,791,743	-
家屋	227,644,859	296,482,093	-	7,659,918	-	1,550,782	610,864
合計	227,644,859	296,482,093	-	7,659,918	-	9,342,525	610,864

(千円)

区分		改正法の規定によるもの平成17年改正法附則第10条			改正法の規定によるもの平成16年改正法附則第19条		改正法の規定によるもの平成15年改正法附則第18条	
		第4項	第5項	第6項	第3項	第4項	第3項	
		旧法第349条の3第39項(社会保険診療報酬支払基金)	旧法第349条の3第40項(自動車安全運転センター)	旧法附則第15条第3項(倉庫)	旧法附則第15条第3項(倉庫)	旧法附則第15条第20項(公的医療機関の譲受資産)	旧法第349条の3第28項(日本電気計器検定所)	旧法第349条の3第29項(日本消防検定協会)
宅地等	宅地	-	-	-	-	270,673	-	-
	その他	-	266,067	-	-	-	-	-
農地		-	-	-	-	-	-	-
土地計		-	266,067	-	-	270,673	-	-
家屋		2,188,646	-	3,017,477	4,967,797	234,857	21,794	-
合計		2,188,646	266,067	3,017,477	4,967,797	505,530	21,794	-

(千円)

区	分	改正法の規定によるもの平成15年改正法附則第18条		改正法の規定によるもの平成14年改正法附則第9条	改正法の規定によるもの平成11年改正法附則第8条	改正法の規定によるもの平成10年改正法附則第13条	合 計
		第3項					
		旧法第349条の3第30項(小型船舶検査機構)	旧法第349条の3第31項(軽自動車検査協会)	第2項(倉庫)	第8項(農業・生物系特定産業技術研究機構)	第2項(指定法人等大規模外貿埠頭)	
宅地等	宅地	-	-	-	-	12,654,537	133,408,282
	その他	-	-	-	-	-	170,486,078
農地		-	-	-	-	-	7
土地計		-	-	-	-	12,654,537	303,894,367
家屋		402,629	1,702,939	4,698,770	28,899	664,706	642,557,298
合計		402,629	1,702,939	4,698,770	28,899	13,319,243	946,451,665